

淀川水系流域委員会 第44回委員会

議 事 録

(確定版)

日 時：平成17年8月5日（金）16:00～16:55

場 所：みやこめっせ 3階 第3展示場B

〔午後 4時00分 開会〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第44回委員会を開会させていただきます。司会進行は庶務を担当しております、みずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、審議に入る前に幾つかのご報告、ご確認をさせていただきます。まず、配布資料の確認をさせていただきます。袋詰めの中の資料の議事次第の後ろに配布資料リストがございます。配布資料リストのタイトルの下に丸と四角の印がつけてございますが、丸印が第42回及び第43回の配布済み資料でございます。四角印が第43回の委員会の配布済み資料ということでご確認をお願いしたいと思います。それから、印がついてないのが本日用資料ということで、報告資料1、それから審議資料1－8、その他ということになってございます。それから、審議資料の1－8でございますが、こちらは委員の皆様及び河川管理者の方々の指定席にのみ今配らせていただいておりますが、一般傍聴者の方々につきましては現在コピー中でございまして、コピーが届き次第配布をさせていただきますと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、発言に当たってのお願いでございます。本日も一般傍聴の方にも発言の時間を設けさせていただく予定でございます。その際には黄色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮いただきます。会議終了後議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、ご発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上でお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いします。

本日は17時には終了させていただきたいと思います。また、その後に記者会見を予定してございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に移りたいと思います。寺田委員長、よろしくお願いいたします。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○寺田委員長

それでは、委員会を始めさせていただきます。きょうは1時間という短い時間で委員会を設定させていただきました。たくさんの一般傍聴の方、ご出席いただきましてありがとうございます。

7月1日に河川管理者の方から淀川水系5ダムについての方針、それから調査検討結果が発表されたわけでありまして、きょうは、主にはこの方針に対する現時点での当委員会の考え方というものについて一定のとりまとめをして発表したいということで、そのための審議をやっていただ

くわけであります。

この間、実は前回の7月25日の委員会で、委員の皆さんにもまた傍聴の皆さんにも申し上げたことでありますけれども、委員会としては、河川管理者の方が示された方針及び調査検討結果について、まず第1段階として、早い段階でこの委員会としての基本的な考え方というものを一定示すことにしたいということで、見解という形でコンパクトな考え方を示そうということになりました。それがきょうこれから後、皆さんで審議をしていただいて決定いただくという見解（案）のことです。それから、第2段階としては、7月25日にも委員の方から河川管理者の方に、方針並びに調査検討結果の中身に関してさまざまな疑問点について質問をさせていただきました。

今後、これについては管理者の方からの説明をいただき、また資料提供等をいただいくという意見交換をやっていくわけでありますけれども、それを経て、できれば9月末にはそういうふうな内容について、調査検討結果についての内容についてもこの委員会の考え方をとりまとめをして発表したいという予定であります。そういうふうな審議の仕方はこの前の25日の委員会で決めています。

きょう、主には現時点における方針に対するこの委員会の考え方を示す見解というものをご審議いただくんですけれども、特に一般の傍聴の方にはお断りをしておきたい、ご理解いただきたいと思うんですけれども、従来この淀川水系流域委員会では、これまで出してまいりました提言とか意見書とか、あらゆるものをすべて委員みずからが文章を作成してやってまいりました。今回も、見解作成は、案の作成・検討もちろん委員の皆さんがみずからたたき台をつくり、それに対して委員の皆さんから意見をいただき修正し、そして委員の皆さんによる意見交換会を経て、きょう後ほどになりますけれども、皆さんには配布資料としてお出しいたします「見解（案）」、これはつい先ほどまでやっておりました委員間の意見交換によってほぼ全体的な意見としてまとめた案でございます。こういうふうな過程というものをすべて公開の場で文章をつくりながらやっていくということはできませんので、やむを得ずこういう形をとってやってまいりましたので、このあたりはぜひ傍聴の皆さんもご理解をいただきたいというふうに思っております。

それで、委員の皆さんにはお配りをしておりますけれども、「『淀川水系5ダムについての方針』に対する見解（案）」というものについてお諮りをしたいと思います。内容につきまして事細かくここで一言一句全部私が読み上げるということではなくて、まず非常に簡単に私の方で大筋のところ、見解（案）の中で盛り込んだ内容をちょっと今説明させていただきます。その上で委員の皆さんから特に意見等ございましたらお出しいただくという形で審議をして、そして採択ということについてお諮りをしたいと思っております。

この見解（案）は、まず1ページと2ページは全般的な部分について触れております。この最初のところで、特に1ページの下の方でありますけども、今回河川管理者の方が、現在事業中の5ダムの事業の中で大戸川及び余野川のダムについての方針として「当面実施せず」というふうなことをお示しになったわけですが、この点については高く評価するというふうなことで記載しております。しかしながら、この「当面実施せず」とされた2ダムにつきましても、またそれ以外の3つのダム事業につきましても、これまで委員会が提言、意見書、それからダム事業についての中間とりまとめを昨年出しておりますけども、そのときにも触れておりますけども、たくさんの委員会が指摘もしくは求めてきたいろんな疑問とか問題点が、今回の方針なり調査検討結果の中では必ずしも十分に解消されたとは言えないというふうな状況というものをこの最初のところで指摘をさせていただきます。

それから、各ダムのところでありますけども、まず3ページと4ページの丹生ダムのところの部分であります。丹生ダムについては、まず結論的に今回の方針の中で「実施する」とされた部分についての意見を書いておりますけども、ただ、この丹生ダムにつきましては御承知のとおり、今回示された方針また調査検討結果の中でこれまでの事業計画の内容と大きく変わった部分があるわけですね。つまり、利水については全量撤退というふうになっておりますし、「異常渇水時の緊急水の補給のための容量については琵琶湖で確保する」、また「高時川の瀬切れについては琵琶湖からの逆送水による補給で対応する」というふうなことで、これまでの丹生ダムの必要性、目的というものの中でかなりの部分が消えてしまったということで、その結果として事業内容が大きく変わったと。しかしながら、そういうふうな変わった状況の中でも「実施する」という形での方針が示されたわけでありまして。これにつきましては委員会としては、これまでお聞きした現段階までの説明ではこの方針の部分、つまり「実施する」とされた部分については賛成できないということを記載しております。なお、その具体的な理由というものは、前回の委員会のときにもいろいろ出しましたが、その後も委員による意見交換の中でも、今回の方針並びに調査検討結果の中で非常に重要な疑問な部分があるということで、その大きなものを理由として以下触れております。

それから、大戸川ダムにつきましては、「当面実施せず」というふうな今回の方針内容につきましては、この方針に賛成をしますということを見解として述べております。しかしながら、ダムについての「実施せず」という結論的な部分の方針とは別に、残る問題として大きな問題があるということをこの見解の中で指摘しております。つまり、大戸川の治水安全度というものをどのように確保していくのかということについての具体的な課題、問題というものを今後明らかにしていただく必要があるのではないかという問題提起をしております。

天ヶ瀬ダム再開発につきましても、今回の「実施する」という方針は、これまで委員会がいろいろ機会あるごとに述べてまいりました、また検討・審議の結果として言ってきた内容とおおむね一致するところでありまして、委員会としてはこの方針、つまり「実施する」という方針部分については賛成をいたします。しかしながら、この天ヶ瀬ダムにつきましてもやはり残る大きな課題がたくさんありますということをこの見解の中で提示しております。つまり、鹿跳溪谷及び宇治川の塔の島の地区の自然景観や歴史的景観の保全というものをどのような形で行っていくのか、いけるのかという非常に大きな課題が残っているということでもあります。

次に川上ダム、7ページからでありますけれども、川上ダムにつきましては先ほどの丹生ダムと同じように、これまでの川上ダムの建設目的の中で利水の部分については大きな状況変化がありました。つまり、三重県と奈良県、西宮の3つの利水の中で三重県を除いては、つまり奈良と西宮が全面撤退の見込みとなり、また三重県は当初計画の半分というふうな状況になったわけでありますけれども、しかしながら、なお残った0.3というふうな範囲での新規利水の必要性というものは依然としてあるんだということで、結論的にはそれ以外の目的も状況は変わっていないということで、「実施する」という方針が示されていまして。しかしながら、これまでお聞きした説明の内容では、委員会としてはこの方針つまり「実施する」という方針部分については賛成できないということはこの見解の中身として書いております。その理由につきましても、具体的にこれまで委員の間から寄せられたものを集約して、疑問な部分を書いております。

最後に余野川ダムでありますけれども、余野川ダムの設置についての考え方につきましては、委員会がこれまでいろいろ検討し、または審議をした結果として出てきたことについて、ほぼこの部分は一致するものでありまして、委員会としてはこの余野川ダム事業を当面実施をしないという方針部分については賛成をいたします。しかしながら、先ほどの大戸川と同じようにやはりこの余野川ダムにつきましても、多田地区や猪名川下流部の治水の安全性をどのような方法で向上させていくのかという大きな課題が残っているということで、こういう部分についても今後は明らかにしていっていただく必要があるというふうなことであります。

〔審議〕

1) 淀川水系5ダムについての方針に対する委員会見解について

○寺田委員長

おおむね今申し上げたような内容でこの見解というものの案をとりまとめをいたしました。こういう内容をこの委員会として正式に皆さんにお諮りをさせていただいて、できればこの見解というものをきょうは採択していただいてお出ししたいというふうに考えておりますので、中身に関してどのようなご意見でも結構です。それから、一応とりまとめをしたこの案について違ったご意見が

ある方は、特にこの場でぜひご発言をいただきたいとは思いますが、どうかよろしくお願いします。
どうぞ。

○本多委員

本多です。私はおおむねこの案に賛成ですので、特に文言をいじるような意見はありません。ただ、少し明らかにしておく点が幾つかあるだろうと思いますので、発言をあえてさせていただきたいと思います。

1つは、1ページ目の5段落目ですが、大戸川と余野川ダムについて「当面実施せず」ということについて高く評価しますというふうに書かれています。この件について、マスコミ報道では随分ダムは中止というような報道がされていますので、きょうここに来られている多くの皆さんがそういうふうに理解をしてこれを読まれているかもしれないと思いますので、この大戸と余野川ダムを高く評価しますということの意味ですね、「当面実施せず」ということの内容がいわゆる新聞報道を指しているのではないということをし少し明確にしておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それともう一つ、これもあくまでも意見ではありますが、天ヶ瀬ではいわゆる景観の問題が出ております。きょうも住民の皆さん、一般傍聴者の皆さんからの意見というものも出ておりますが、山岡さんとか藪田さんからも意見が出ております。幾つか読ませていただきましたが、やはり住民意見を聴取してその住民意見がどのように反映されたかというのにかなり疑問を持っておられる中でこれが進もうとしている。その辺についてはやはり河川管理者ももう少し丁寧に説明をしていたく必要があるんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○寺田委員長

今の部分、どうでしょうか。作業班として中心的にやってきていただいた今本副委員長、特に今の「当面実施せず」という「当面」という文言の意味の部分をちょっとコメントしていただけますか。

○今本副委員長

これは前回の委員会で私から質問させていただいたことですが、河川管理者側からの回答として、例えば狭窄部の開削というものがされた場合には検討の余地があるということで、特に年限を区切っているわけではないという説明がありました。当然、この委員会もそういう情勢が変わりましたら順応的に対応していく必要があると判断しまして、この説明に納得いたしました。ですから、中止と当面実施せずとどこに差があるのか。これはそのときの説明でも非常に中止に近いというようなニュアンスの説明もありましたが、やはり文言でいいますと、中止と当面実施せずとは違う。しかし、当面実施せずと言ったからといって、当面とはいうものの、5年や10年、あるいはこの河川

整備計画が対象にしています20年から30年以内ではないだろうというふうに理解しています。もし何か追加があったら、どうぞ河川管理者から言ってください。

○寺田委員長

ほかにご意見。はい、金盛さん、どうぞ。

○金盛委員

金盛でございます。流域委員会として、この内容でまとめられることにつきましては異議はございません。しかし、お願いがあります。この案につきましては私は幾つかの点で見解を異にすることがあります。したがって、少し時間をちょうだいしまして後ほど書面で提出させていただきたいと思いますので、少数意見のような形で結構でございますが、何らかの形で後ほど残るような形でお取り計らいをいただきたいと思いますというお願いするものであります。よろしくお願いします。

○寺田委員長

今、金盛委員からご希望が出ましたけど、これは当委員会でも従来、提言とか意見書を出す段階で、委員会としての意見については理解、了解できるけども、ある部分については自分は異なった意見を持っていると。そういうことはやはり少数意見として明確にしておきたいというご希望が出たことがあります。それはやはり少数意見というのは尊重するということが民主主義の基本でありますから、今回もこの見解というものを採択していただく上においては、少数意見をお持ちの方は、少数意見というのは、要は違った、結論的に今回の見解の内容と違う意見を持っている方という意味で少数意見ですので、そういう意見についてはきょうこの場でというわけにはいかないと思いますから、1週間以内にそれをできれば1000字ぐらいで文書としておつくりいただいてご提出をいただければ、この見解と一緒にそれをつけたものを全体の見解として残していきたいというふうに思っておりますので、そういう取り扱いをするということも委員会の皆さんの方でご了承いただきたいとは思っておりますので、その点も含めて後ほど可否をお聞きいたしたいと思います。

ほか意見ございましたらどうぞ。どんな意見でも結構です。はい、どうぞ。

○澤井委員

澤井です。丹生ダムについての意見で、結論的に現段階までの説明では方針に賛成できないということは私も同感です。4ページの最後の方に「たとえ治水専用ダムであっても、自然環境に不可逆的な負の影響をもたらします」という一文を入れてますけども、これはそのとおりだと思うんです。ただし、ダムの構造によって影響の度合いが非常に違うと思います。したがって、これからまたさらにいろいろ検討を続けられると思うんですけども、その結果としてどうしてもダムが必要ということになった場合には、ぜひその構造についてこれまでとは抜本的に違った構造を考えていただきたいと思います。自然環境の影響が極力小さくなるような構造というものが私はあるのではな

いかと思いますので、その点を明らかにしていただきたいと思っています。

○寺田委員長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見のある方。

○中村委員

中村です。関連するところで、文章はこのままで構わないと思うんですが、補足するというか、どういう背景でこういう記述になっているかということの説明なり意見なりがあった方がいいかなと思う部分が、4ページ目の2行目ですが、「一方、流出先である琵琶湖の環境は危機に瀕しています」と。「環境は危機に瀕しています」という一くくりで、理解の仕方というのは非常に幅広くあると思いますので、この点に関しては、どういう意味で危機に瀕しているということなのかという説明が少しあった方がいいかなと。水質面では、一方で改善の部分も見えていますし、一方ではなかなか改善しないという部分があるんですが、多分ここは生物生息環境という意味で、それが悪化しているという意味で危機的な状況が続いているというような私は理解なんですが、この辺は関係の方のご意見もちょっとあった方がいいかなというふうに思って発言させていただきました。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○西野委員

西野です。今の中村委員のご意見に少し補足したいと思うんですけど、琵琶湖の環境といいますとかなり意味が広いんですが、今まで委員会でもいろいろ審議してきましたように、もう少し補足しますと、古代湖としての琵琶湖固有の生態系が危機に瀕しているというふうにご理解いただければいいかと思います。具体的に言いますと、北湖の深い湖底で溶存酸素が減少している、あるいは琵琶湖の湖底泥が細粒化している、泥質化している、また生物多様性が著しく損われているというようなことが挙げられると思います。

○寺田委員長

お2人の意見は、ここの部分を補充して明確になるようにしたらどうかというご意見だと思いますので、これはあくまでもまだ案としてお示ししているので、具体的な文言で、こう修正もしくはこう加入したらどうかということで文章でもう少しゆっくり言うてくれますか。

○西野委員

9月末に意見書を出しますので、そこでもう少し具体的にご説明させていただきます。今ここで具体的に説明しますと長くなりますので。

○寺田委員長

ここはこのままでいいという意味ですか。中村さんの意見とはちょっと違うと思うんですけど。

○中村委員

私も、皆さんがここはこれでいいということで、私自身は特にどうしてもということではないんですが、今のようなやりとりが委員の中であったということは非常に重要だというふうに思いますので、それだけ記録にとどめていただきたいと。

○寺田委員長

修正、追加、別に構いませんので。それでは、これはまた9月末にとりまとめをする予定のものにはもちろん具体的内容をきちっと書かないといけませんので、そのときには明確な形で記述をするということにさせていただきます。

ほかに。はい、どうぞ澤井さん。

○澤井委員

余野川ダムについての意見なんですが、ここでは「当面実施せず」という方針に賛成しますということにしている、私もそれに異論はありません。ただ、今後の課題というところに指摘してあるのは、多田地区と猪名川下流部の治水の安全性の向上ということだけですけれども、これまでの何回かの住民対話討論会とかで地元の方の非常に大きな望みといいますか発言された内容にもう1つ、余野川自体の治水の安全性がダム計画があるがために非常におくれているという点がありました。その点についてはあまり国交省の方の方針にも書かれていませんし今回の見解にも書いていないんですが、当然のこととして、余野川自体の治水対策について早急に実施するというようなことが必要だと思います。大戸川についてはそのことをこの見解の中には書いているんですね。同じようなことが書いてなくても余野川にも当然要求されると思います。

○今本副委員長

今本です。今の件に関しましてはこれまでもこの委員会ですっと取り上げてきた事項です。決して見落としているわけではありません。ただ、今回の見解は、河川管理者が示されました5ダムの方針についての見解ということで、非常に重要であるにもかかわらず文言として残っていない部分はあるかと思いますが、これはやむを得ないんじゃないかと思います。特に、課題としていえば、ダムの建設の有無にかかわらずやらねばならない河川の管理というのがあるはずですよ。これが非常におくれているところが対象となった河川すべてに見られます。それは今言われたようにダムのせいでおくれた面がもしあるとすれば、これは非常にゆゆしき問題だと思います。ダムの問題にかかわらず、やはり河川管理者は治水の安全度の向上に努めていただきたいと思います。

○澤井委員

余野川の場合、もう一つ特殊な状況があるのは、当初はダム計画で北山川へ導水するという想定で掘られたトンネルの存在だと思うんですね。もう99%完成しているというようなことから、

恐らく国交省は考えておられると思うんですけども、一つの案としてそれをどのように有効に活用するのかということをはっきりとさせていただければと思っています。

○寺田委員長

ほかにこの見解案に対するご意見。もしなければよろしいですか。もうこの辺でこの見解案を採択すること、それから先ほどの少数意見、少数意見という言い方がちょっとあれなんですけども、違った考え方、意見というものについての取り扱いの仕方を含めてご承認いただけますでしょうか。よろしいですか。

（委員うなずく）

○寺田委員長

はい、ありがとうございます。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○寺田委員長

きょうの委員会の審議事項はこれだけなんですけども、今、一般の傍聴者の皆さんには見解（案）の方を、これはもう今承認になりましたので「（案）」が取れますけどもお配りできたと思いますけども、この見解の中身に関してでも結構ですので、ご意見がありましたらお聞きをしたいと思います。どなたかご意見ございますでしょうか。意見ございませんか。はい、どうぞ。

○傍聴者（藪田）

失礼します。宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。天ヶ瀬ダムにかかわってのことなんですけど、特に、「宇治川塔の島地区については、自然景観や歴史的景観の保全に最大限の配慮をする必要があります」と書いていただいています。ありがとうございます。それで、この塔の島地区の流下能力についてかなり踏み込んで、塔の川の暗渠の問題とか部分締め切り、右岸遊歩道の撤去についての検討も必要ですと書いていただいています。

1点だけわからないのは、天ヶ瀬ダムワークの1、2の意見書の中、それから私たち世界遺産を守る会の方からも意見として上げていますのは、鹿跳溪谷におけるバイパストネルの計画にかかわって、やはり塔の島の地区についてもそういう検討を行うべきではないかという意見を河川管理者の方にも出しています。それで、実は11月だったと思うんですが、選択肢の1つとして課題を整理していく必要があるという回答を河川管理者は出されています。それ以降の検討がない中で話が進んでいるんですけど、やはり考えられるありとあらゆることを検討する必要があるというぐあいに思うので、バイパストネルの検討もやはりつけ加えていただく必要があるんじゃないかと考えております。それで、実現の可能性はあるかないかは検討の結果によるのではないかというように思っています。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。ほかにご意見をお持ちの方はいらっしゃいませんか。はい、どうぞ。

○傍聴者（増田）

箕面から来ました増田です。今これをいただいたところで、どういう判断をしたらいいのか正直言って少し迷っているところがあるんですけども、ここに至るまで、きょうのこの案に対しての意見交換というのは静かな意見交換だったと思うんです。今までそれまでにきょう一日かけて、いや、これまでもずっとこれに関していろんな議論をされたと思うんですけど、その熱い議論の中を見せていただくことができませんでしたので、今出てきたこの文面だけ見ていまして、確かに2つのダムについては賛成できない、そしてあとの3つについては賛成すると書かれているんですけど、私は余野川ダムにかかわる人間として、やはりもう少し踏み込んでいただきたかったなという思いをしております。それで、今当面について今本委員から20年から30年ではないだろうと理解しているということだったんですけども、本当にそれでいいのかとか、そうなのかということの確約というのが河川管理者ととれていないんじゃないかなと思うんですね。

それで、私たちもいろいろ大阪府の方や猪名川総合事務所の方とお話をしているんですけども、特に水とみどりの健康都市の関係の大阪府の方は、自身も、いつかはダムができるんだから水とみどりの水はあるんだよというような、まだまだそういうふうな非常に中途半端なんですね。この当面というのが20年、30年なんだという確約というのがいただけないものかという思いがあります。それで、私は前から言っていますように、余野川ダムというのは当面という言葉を外してもいいんじゃないかと思っているんですけども、委員会としてはそういう判断をなされなかったと今思っているんですけども、その辺で私自身の気持ちも少しトーンダウンしております。

これにつきましてはそういう思いなんですけれども、今度これについて意見交換会が猪名川部会では8月18日にされますけれども、このときは委員会の方との意見交換になっているんですけども、私自身としてはやはり河川管理者と地域住民との意見交換をぜひしたいと、させていただきたいと思っています。確かに直接猪名川総合事務所なんかに行ってお話しすることはできるんですけども、これは委員会主催ということで委員会の方にはこういうふうにして傍聴者発言をさせていただきますが、河川管理者と直接向き合って私たちが意見交換をするということが今から必要じゃないかなと。特に今のようなところなんかも詰めていきたいと思うんです。

それで、今度18日に委員会の方とはこの方針について議論をするんでしょうか、それとも方針に出されたきょうの見解について意見を交わしたらいいのか、意見交換会に出てきてくれという要請があったんですけども、非常にその辺を私の中で迷っております。私としては、今言いましたよ

うに河川管理者を交えて話を非常にしたいと。それで、例えば地元の止々呂美の住民の方には、もう猪名川総合事務所の方が何回か足を運ばれてそれなりの話はされておりますけれども、私たちにはそういう場がないのはなぜかなという疑問を持ちながら一応18日には臨みますので、その辺のことをお含みいただきたいと思います。以上です。

○寺田委員長

お尋ねいただいたことでもありますから、ちょっと私の方から。

今最後におっしゃった猪名川については8月18日に予定しております、地域住民の皆さんとこの委員会の委員との意見交換会というタイトルの会議なんですけども、もちろん河川管理者もご出席いただいて、そして、今までこの委員会が住民参加部会が中心になって提言をいたしました管理者が行われる住民参加、住民からの意見聴取というもののあり方としてファシリテーター方式というものを提言いたしましたけども、そういうことを提言しておきながら委員会としてはみずから実践を実はやっておりませんで、今回の意見交換会をぜひそういう形でやっていきたいと。

だから、ご発言、意見をお願いした方からの意見というものをお出しいただいて、それを一つの素材として、委員とその発言者の方、それから管理者を含めた意見交換をやっていきたい。その意見交換の対象は、発言をお願いする文書にも書かせていただきましたけども、今回の管理者が告示になった方針並びに調査検討結果というものについての意見交換ということであります。見解というものを素材にしてやるわけじゃもちろんありません。見解はきょう出てしまいましたので。

それから、先ほども冒頭申し上げましたように、この委員会としては今後、9月末をめぐってより具体的な内容を盛り込んだ意見書というものをとりまとめをして出したいということでおりますので、そのためにも地域住民の皆さんからは直接にこの委員会の委員がいろいろ多様な意見を吸収させていただいて、委員会での審議・検討に活かしていきたいということで行うものであります。そういう点からご理解をいただいて、ご協力をお願いしたいと思います。

それから、差し出がましいようですけども、これは河川管理者の方が今回の方針なり調査検討結果というものの中身を地域住民の方に説明していかれるというのは当然されていくんだろうと思うんですね。これは流域委員会の方はあくまでも学識経験者として意見を述べるということで審議をやっている場ありますから、それとは別に住民からの意見聴取というものがもちろん河川法上根拠があるわけですし、これまでも河川管理者の方がいろいろ苦勞されながら地域住民の方との対話集会というものをやってきておられるわけですから、そういうことも多分されるんだろうと思います。それはまた違った場面だと思うんですね。

だから、ぜひ今度の意見交換会では、今申し上げたような趣旨で、委員会の委員とそれからもちろん管理者も含めて、今回の方針及び調査検討結果に対しての中身の意見交換をぜひやっていき

いと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

ほかにご意見。はい、どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。私はこの見解が現時点で大半は賛成できるところなんですが、これまでの流域委員会の審議の中にダム関連事業、地域整備事業に対する調査の検討が相当抜けてしまっているんじゃないかと。これによって今既に、ダム建設予定地周辺でたくさんの環境破壊が起きている。このことについて、この見解でもそれなりの懸念を出されるのかと思いましたけれども、もともと余り検討されなかったという点がちょっと重大な問題だと思います。以上です。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。ほかにございせんか。もしなければ、先ほどは委員会として決めていただきました見解というものを河川管理者の方に。もう一人おられますか。それじゃ、一番後ろの方どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。川上ダムについてなんですが、今一番心配に思っていることは、ダムの方針が実施という方向で出たことによって上野市の開発がさらに加速するのではないかということに危機感を持っています。現時点でしたらば、既往最大の実績降雨であれば今のところは上野遊水地でも浸水の被害はないということになっていますが、もしもこれ以上に開発が進んで、浸水対策もろくにしない状態で浸水が起り得るところにどんどんと家が建つようなことが起れば、今度は既往最大の実績降雨でさえもクリアできないような事態がまだ今から起こる可能性があるのではないかという危機感を持っています。

上野市を第二の多田にしないように今方針に対して賛成しないということが、委員会としては方針が出たわけなんですけれども、その中で、まず上野市に対してでしたらばとにかく流域対応を急ぐ必要があると思います。まず浸水の被害がある場所に住まないようにすることを住民に周知する必要があると思います。ダムの方針がどうなろうと、つかるところはつかるんだということをやはり情報として住民に知らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。それでは、一般傍聴者からの意見聴取をこれで打ち切らせていただきます。

〔淀川水系5ダムについての方針に対する委員会見解の提出〕

○寺田委員長

先ほど委員会として決めていただきました見解を河川管理者の方に提出させていただきたいと思

います。それでは、河川部長、前の方へよろしくをお願いします。

（寺田委員長より谷本河川部長に対し、淀川水系5ダムについての方針に対する委員会見解が提出された。）

〔その他〕

○寺田委員長

本日の議題はこういうことで終わったわけですが、今後のスケジュールの関係について、その他資料ということでお配りをしているものの2ページ目をごらんいただきたいと思います。

7月1日に河川管理者の方から方針並びに調査検討結果が示された後、7月からこの8月、また来月9月まで、委員会はそれまでのペースとがらりと変わりまして大変な過密スケジュールになっております。委員の方のご負担も大変なんですけども、冒頭申し上げましたように、淀川水系の事業中の5ダムという計画につきましてはやはり社会の関心も非常に大きくて、地元地域への利害というものも大きいわけですから、やはり委員会になるべく速やかにこの考え方、意見というものを出していく必要があるというふうに思っておりますので、9月末を何とかめどにしてこの5ダムについての委員会の意見というものをとりまとめをしたいと思っております。それに向けたスケジュールを先日の運営会議でも決めさせていただきましたので、委員の皆さんも大変かと思いますが、ぜひご出席をお願いしたいと思いますし、また一般傍聴者の皆さんもたくさんの会議を設定することになりましたけども、いつもながらたくさんの方にご出席いただいて、これからのスケジュールもぜひご出席いただければありがたいと思っております。

先ほどご質問も出しましたが、8月には17、18、20日、22という4回に分けて地域別部会を開催し、その地域別部会の場を通して地域住民の方と委員との意見交換というものを各ダムごとに時間をかけてやりたいということで企画をさせていただきました。場所も京都、大阪でなくて、なるべく地域に近いところということで選ばせていただきましたので、ぜひたくさんの方にお越しいただきたいと思っております。

その後、9月にも各地域別部会というものを開催するというので日取りが一応決まっております。9月11、12、13、14という4日間連続で、場所は全部違うんですけども、各ダムごとの検討審議をこの地域別部会で行っていただく。本日先ほど見解でお渡ししました内容には、委員会から河川管理者の方に対する重要な部分についての質問、また資料というものの提供とかいうことをお願いしておりますので、ぜひこの点につきましては、管理者の方も大変かと思いますが対応いただきますして、特に9月の地域別部会では疑問点というものを解消できるような意見交換ができますようお願いをしたいと思います。それで9月24日に委員会というものを予定させていただいております。ここまでが現在一応予定として決めた会議のスケジュールでありますけれども、今後

の検討審議の状況によって、このスケジュールどおりで委員会の意見のとりまとめができるかどうかはちょっとわかりませんが、これを目標にしてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご予定いただきますようよろしくお願いいたします。

庶務の方からスケジュール関係のことで何かありますか。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

一言お願い申し上げておきます。今委員長が話されましたスケジュールがかなり急に変更になることもございます。それで、庶務としてはなるべく情報は一括で流したいということでホームページ等に掲載したりするということがございますが、既に開催が決定している会議で傍聴をもう申し込んでいる方に関しましては、変更等があったりする場合は逐次連絡させていただくというようなことで、なるべく密に連絡をとらせていただきますが、そういう急なスケジュール変更も可能性としてはあるかもしれませんので、もし条件が許せば、また皆様方からも庶務の方にもお問い合わせいただくとか、密なスケジュールですけどもそういう形でなるべく円滑に運営できればと思いますので、よろしくご協力いただければと思います。以上になります。

○寺田委員長

はい。それでは、予定しておりましたきょうの事項はすべて終わりました。予定よりも5分ほど早く、こんなことは珍しいんですけども。本当にお暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。きょうはこの委員会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、淀川水系流域委員会第44回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

なお、これから見解についての記者会見を行います。会場は当館地下1階の大会議室となります。出口を出ていただいてエレベーターがございますので、そちらから係員が誘導させていただきます。移動距離が長くてご足労をおかけいたしますが、関係者の方は移動いただきますようお願いいたします。

〔午後 4時54分 閉会〕